

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第四条第三号及び第二十七条の十八第一項の規定に基づき、電波法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年五月二十四日

総務大臣 原口 一博

電波法施行規則の一部を改正する省令

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項第二号(12)中「九五六MHz」を「九五八MHz」に改める。

第十六条に次の一号を加える。

八 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

第十七条に次の一号を加える。

八 設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準

附 則

この省令は、公布の日から施行する。